

令和6年度 重要事項説明書

保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 シオン会
代表者氏名	理事長 松本 誠二
法人の所在地	磐田市見付2693番地
法人の電話番号	0538-31-6036

2. 利用施設

施設の種類	保育所							
施設の名称	いずみ保育園							
所在地	磐田市見付2693							
電話番号	0538-36-6357							
管理者名	園長 瀬川真紀子							
利用定員（年齢別）	0歳児	3号	13名	3歳児	1号	〇〇名	2号	16名
	1歳児	3号	14名	4歳児	1号	〇〇名	2号	16名
	2歳児	3号	15名	5歳児	1号	〇〇名	2号	16名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的実施しています。							
第三者評価の概要	社会福祉協議会のホームページに掲載されています。							
職員への研修の実施状況	内部研修年12回以上、外部研修年間複数回実施							
認可年月日	昭和47年4月1日							
事業所番号	2221151000296							

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	児童福祉法に基づいて乳幼児の健全な成長、発達を援助することを目的とする。
保育方針	児童福祉法及び保育所保育指針に基づき、キリスト教の愛の精神に添い、乳児から就学前までの就労等により子育てが困難な父母に代わり、長時間保護者から離れて生活する子どもたちが、いきいきと楽しくあそび、生活できるように保育をする。

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	2,773.6		
	園庭	1,474 m ²		
建物	構造	鉄筋コンクリート		
	延べ面積	759.79 m ²		
施設の内容	乳児室	1室	保育室	6室
	ほふく室	1室		
	調理室	1室	幼児用トイレ	2室
	調乳室	1室	病後児室	1室

	シャワー室	2室	
設備の種類	GHP 冷暖房、プール、図書コーナー、		
その他	屋外遊戯場		

5. 職員体制

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1人	人
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1人	人
保育士	子どもの成長を援助する	17人	6人
看護師	病後児保育、園全体特に乳児の保健指導・管理	1人	
栄養士	栄養指導及び管理・調理	2人	人
調理員	おいしい給食の調理	人	1人
事務員		1人	人

*当園では、「静岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時から午後7時まで、土曜日は午前7時から午後6時まで
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
その他	

*警報発令時の対応について

別紙（園のしおり参照）

*感染症流行時の対応について

別紙（園のしおり参照）

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時間	午後6時から午後7時
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分時から午後4時30分
	延長保育時間	午前7時から午前8時30分、午後4時30分から午後7時

*上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- ① 保育の提供
上記 7 に記載する時間において、保育を提供します。
- ② 一時預かりを実施します。
- ③ 病後児保育を実施します。
- ④ 障害児保育をします。
- ⑤ 月に一度、外人講師による英会話教室があります。（年長児対象）
- ⑥ 月に一度、外部講師によるドラムマーチの教室があります。（年長児対象）
- ⑦ 8 月にはスイミングスクールにて水泳指導を行います。（年長児対象）
- ⑧ 全園で取り組む、運動会は運動面の、クリスマス・発表会は音楽面の、作品展は「作ってあそぼう」のキーワードで、1 年間のお子さんの成長を、共感し、確認し合います。
- ⑨ その他
※感染症対策により変更する場合があります。

9. 食事の提供方法等について

- ① 食事の提供方法
自園調理
- ② 食事の提供を行う日
保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。離乳食は個別に計画します。

	午前おやつ	昼食	午後おやつ	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時 00 分頃～	15 時頃	
1 歳児	9 時 50 分頃	11 時 10 分頃～	15 時頃	
2 歳児	9 時 50 分頃	11 時 20 分頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 40 分頃	15 時頃	
5 歳児		11 時 50 分頃	15 時頃	

- ③ アレルギー対応状況
アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせて行いますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による生活指導管理表の提出が必要です。食物アレルギー対応マニュアルにそって、除去食及び代替食に対応しています。
- ④ その他衛生管理等
集団給食施設届出を保健所へ提出しています。
衛生管理基準の作成を行っています。
日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（1 月に 2 回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。
調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

- ① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
保育料の納入は口座振替をご利用ください（口座引き落とし日は毎月25日）。
ただし、納付書による納入も可能です。
 - ② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）
①②に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については別途お知らせします。
- *保護者会からの会費の徴収があります。

11. 利用の開始について

当園では、磐田市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	片桐医院
医院長名又は医師名	片桐智也
所在地	磐田市見付2689番地2
電話番号	0538-35-4712

② 歯科

医療機関の名称	木瀬歯科医院
医院長名又は医師名	川島尚子
所在地	磐田市見付1219-10
電話番号	0538-35-3221

14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	火災または地震、水害を想定した避難訓練を月1回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	
	非常用電源		
第2次避難場所	北小学校		

16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	ピア保研ネット（東京海上日動火災保険株式会社）	
保険の種類	賠償責任保険	団体傷害保険
保険金額	対人：10億円	入院日額：3,000円
	対物：1000万円	通院日額：2,000円

18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

当園では社会福祉法第82条の規定により、利用者の皆様からの苦情については苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決に努めております。

苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面談、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち合いによる話し合いは次により行います。

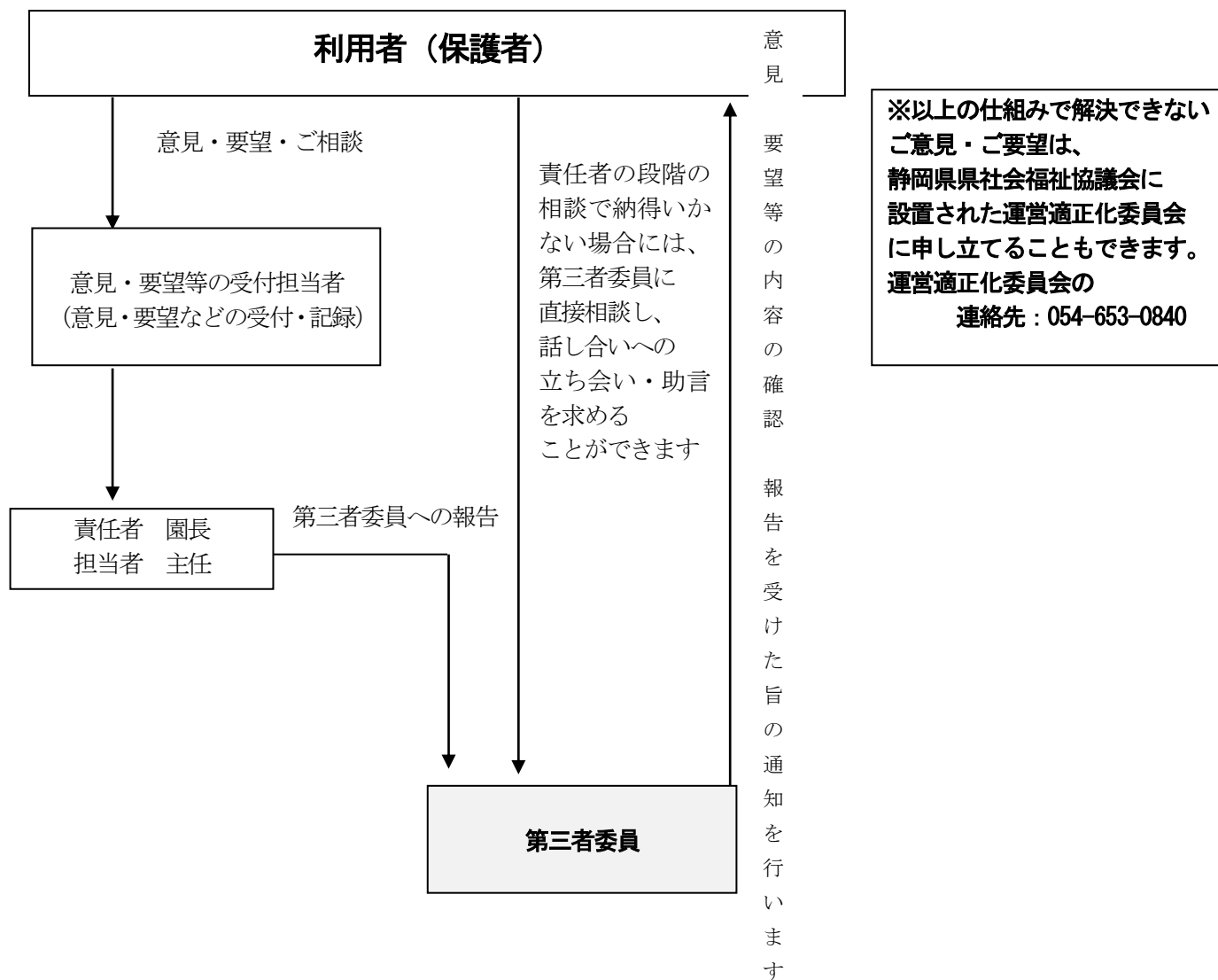
- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項の確認

④ 都道府県「運営適正化委員会」の紹介

本事業で解決できない苦情は、静岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会（054-653-0840）に申し立てることができます。

⑤ 公表する

苦情が解決された場合HP又は紙面で公表いたします。



19. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護規定を設け、それに基づいて個人情報を取り扱っています。
なお、転園・小学校入学の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

18. 当園におけるその他の留意事項

当園では保護者会活動（保護者の会）を行っています。

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

3歳児クラス以上 給食費 月額 6,000円

2 延長保育に係る利用者負担金

短時間認定の保育の場合

7時00分から8時30分の間は 30分につき100円

16時30分から19時00分の間は 30分につき100円

標準時間認定の保育の場合

月～金 18時40分を越えて19時00分の間は 200円

土 18時を超えた場合 30分につき500円

短時間認定、標準時間認定いずれの場合でも

19時00分を越えた場合 30分につき500円が加算されます。

3 病後児保育料

1日につき 1,000円（半日の場合 500円）

在園児以外の利用の場合 上記金額に給食費300円が加算されます。